

IV 生徒指導に関する規程

1 服装・頭髪

(1) 制服

【令和3年度、4年度入学生用】

冬季	A	上下黒色の詰襟標準型学生服 白ワイシャツ
	B	紺サージのジャケット(背広型、3つボタン) 紺サージのスカート(前後3本ずつの箱ひだ) 又は本校指定のスラックス 白ワイシャツ
	補足	ベストを着用する場合は前ボタンなし・V ネック・ニット系の無地、色は白・黒・紺のものとする。 防寒のため上着の下にセーターやカーディガンの着用を認める。V ネック、色は黒・紺とする。
夏季	A	黒色の標準学生ズボン 白ワイシャツ(半袖を認める) または白ポロシャツ(ワンポイント可)
	B	紺サージのスカート(前後3本ずつの箱ひだ) 又は本校指定のスラックス 白ワイシャツ(半袖を認める) または白ポロシャツ(ワンポイント可)
	補足	ベスト(前ボタンなし・V ネック・ニット系の無地) の着用を認める。色は白・黒・紺とする。

【令和5年度入学生用】

冬季	本校指定のブレザーおよびスラックスまたはスカート 白ワイシャツ 指定のネクタイまたはリボンを着用
	補足 ベストを着用する場合は、指定のものとする。 防寒のため上着の下にセーターやカーディガンの着用を認める。V ネック、色は黒・紺とする。
夏季	指定のスラックスまたはスカート 白ワイシャツ(半袖を認める) または白ポロシャツ(ワンポイント可)
	指定のベストの着用を認める。

*服装における夏季・冬季は次の通りとする。(気候変更により調節することも可)

夏季 6月1日～9月30日

冬季 10月1日～5月31日

(2) 制服着用時の注意

【令和3年度、4年度入学生用】

- ア 学生服の上着のボタンは本校所定のものとし、左襟に本校所定の校章をつける。ジャケットの左胸に校章をつける。白ワイシャツ・白ポロシャツの左胸に校章(アイロンプリント)をつける。
- イ 学生服の上着は極端に長いもの、短いものとズボンのすその極端に細いもの、太いものは禁止する。つりズボンやベルトなしズボン等のスタイルは認めない。ジャケットの上着丈はウエストラインより18～20cmとする。
- ウ スカートの丈は膝頭が十分隠れる長さとする。
- エ 暑い場合は上着を脱いでも構わないが白ワイシャツとする。上着なしの場合、セーター・カーディガンのスタイルは認めない。(ベスト着用可)
- オ セーター・カーディガン・ベストのワンポイントは認める。極端に長いもの・短いものは禁止する。
- カ 靴下は、白、黒、紺、グレーで単色のもの(ワンポイント可)。ただし、ルーズソックスは禁止する。黒または肌色のストッキングの着用を認める。
- キ ベルトの色は黒・茶色の無地とし、装飾のないものとする。

【令和5年度入学生用】

- ア 白ワイシャツ・白ポロシャツの左胸に校章（アイロンプリント）をつける。
- イ スカートの丈は膝の中央の長さとする。
- ウ 暑い場合は上着を脱いでも構わないが白ワイシャツとする。上着なしの場合、セーターやカーディガンのスタイルは認めない。（ベスト着用可）
- エ セーター・カーディガンのワンポイントは認める。極端に長いもの・短いものは禁止する。
- オ 靴下は、白、黒、紺、グレーで単色のもの（ワンポイント可）。ただし、ルーズソックスは禁止する。黒または肌色のストッキングの着用を認める。
- カ ベルトの色は黒・茶色の無地とし、装飾のないものとする。

(3) 頭髪

頭髪は自然のままで学生らしい髪型とし、パーマ・染色・脱色など不自然な加工をしてはならない。

(4) その他

- ア 通学時の防寒着は、コートまたはウインドブ레이カー等、学生らしいものを着用し、華美なものは避ける。
- イ 通学靴は、革靴、スニーカーまたは運動靴とする。上履きは、学校所定のものとする。
- ウ 手袋、マフラー、傘、かばん等は、高校生らしいものとする。
- エ 規定外の服装で登校する場合は異装届を提出する。

2 校内・校外生活

- (1) 登校、下校の時刻を厳守する。登校後、許可なくして校外に出てはならない。
- (2) 校舎・校具および校内の樹木を破損してはならない。
- (3) 身分、住所、氏名、保護者、保証人の異動を生じた場合学級担任に速やかに届け出る。
- (4) 忌引、欠席・欠課の場合は学級担任に速やかに届け出る。（忌引日数：父母7日、祖父母3日、兄弟姉妹3日、伯叔父母1日、曾祖父母1日）
- (5) 自己の所有品には必ず記名する。
- (6) 財布・定期券・その他貴重品は紛失のおそれがあるので常に身につけておく。多額の金銭は、学校に持参しないこと。
- (7) 男女間の交際は生徒の本分に反しないよう充分に慎しむ。
- (8) 夜間外出は、保護者同伴とする。
- (9) 風紀をみだすおそれのある場所に出入したり、高校生としての品位を汚すような行為をしたりしない。
- (10) 旅行の際には必要に応じて旅行願（学割交付願）を提出する。

3 携帯電話・スマートフォン等の使用について

- (1) 授業時間内の私的な使用は禁止する。
- (2) SNSを使用する際は、他人の誹謗中傷をしてはならない。また、個人情報（写真・名前等）の保護に十分配慮して活用すること。

4 アルバイトについて

- (1) 平常時のアルバイトについて

原則として認めない。但し家計の補助及び学資補助等の必要な場合は例外とする。希望する場合は「平常時アルバイト許可願い（理由書）」を保護者が学校に持参し承認を受ける。
- (2) 長期休業中・自由登校中のアルバイトについて

条件付きで認める。
- (3) アルバイトを行う者は、下記の項目を守らねばならない。
 - ア 「アルバイト許可願」と「アルバイト雇用許可願」をアルバイト実施開始の10日より前に提出する。
 - イ 学業に支障のこと。
 - ウ 勤務は夜9時まで、1日8時間以内、自宅から通勤できる範囲内とする。
 - エ 職種は危険を伴わず、殊に風紀上問題のないもの。

オ 実施日数は長期休業日の際は、休業日数の半数以内とする。

カ アルバイト実施の際は「アルバイト許可証」(年度ごと更新)を携帯すること。

5 自転車通学について

- (1) 通学において、自宅および駅から学校に乗り入れる者は必ず許可を受け、利用する自転車には許可番号の入ったステッカーを貼付すること。有効期間は、申請時より卒業時までとする。
- (2) 利用する自転車は十分整備しておくこと。
- (3) 登下校時は、交通法規を守り、左側を一列で走行のこと。
- (4) 二人乗りを絶対しないこと。
- (5) イヤホンをつけての走行、スマホを見ながらの走行は禁止する。
- (6) 二人乗りをしたり、違反や事故を起こしたりした場合は、許可を取り消すこともある。
- (7) ヘルメットを着用するよう努めること。

6 バイク（原付自転車）について

- (1) 免許取得に関して
原付免許取得希望者は、取得許可願を提出し、取得後はただちに取得届を提出すること。
＊授業日を欠席して試験を受けてはいけない。

- (2) バイク通学に関して

ア 許可条件

- ① 2・3年生のみとする。
- ② 通学距離は7km以上、且つ、自宅から最寄り駅まで3km以上であること。
- ③ 最寄りの駅から、3km以上の生徒は、駅までのバイク通学を認める。
- ④ 最寄りの駅の生徒は、駐車場を確保できること。
(注) 最寄り駅とは、水戸線の駅を指す。
- ⑤ バイク通学許可願、免許証・自賠責保険・任意保険加入の写し、保護者の承諾書を提出すること。

イ 遵守事項

- ① フルフェイスまたはジェットヘルのヘルメットをかぶること。
- ② 走行時は、交通法規を守り、安全運転に努めること。
- ③ 利用するバイクは、変形や改造をしないこと。
- ④ 学校で行うバイク安全運転講習会には、必ず参加すること。
- ⑤ 「バイク通学許可証」を必ず携帯すること。

ウ 手続・取り消し

「バイク通学許可願」提出し、学校長の許可を受ける。有効期間は許可時より卒業時までとする。下記の場合は許可の停止または取り消しとする。

① バイク講習会に理由なく欠席した場合。

② 交通違反等を繰り返した場合。

例. 暴走行為、スピード違反等

③ 指定されたヘルメットをかぶらない場合。

④ 許可車以外のバイク通学もしくはバイクを改造した場合。

7 自動車普通免許取得許可規定

- (1) 許可条件

ア 進路が決定したもの。

イ その他必要と認められるもの。

- (2) 手続

自動車普通免許取得許可願は、担任を通じて生徒指導部へ提出し許可をうけること。

- (3) 遵守事項

ア 取得期間は11月以降とする。

イ その期間中は学校生活に、一切支障のないように注意する。定期考査一週間前から考査終了時までは、自動車学校への通学は行わないこと。

生徒指導－4

- ウ 自動車学校では下館二高生としての誇りを持ち、礼儀正しく指導をうけること。
- エ 無免許運転は絶対行わないこと。
- オ 在学中は、免許証取得後も運転してはならない。
- カ 万一事故を起こした場合は必ず警察に届け、負傷者には誠意をもってあわてず敏速に適切な処置を行うこと。なお学校への連絡を忘れないこと。

[注] 自動二輪免許の免許取得・運転・同乗すべて禁止する。

付記 本規定は昭和 53 年 5 月 22 日より施行

平成 9 年 4 月 1 日一部改

平成 26 年 4 月 1 日一部改

令和 5 年 4 月 10 日一部改